

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に感染した感染症（感染が疑われる症状を含む。）の療養のため労務に服することができない場合を対象としていたが、その対象期間が令和3年6月30日まで延長されたことに伴い、所要の規定の整理を行う。

第2 改正の内容

第26条の3中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第 3 号

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市国民健康保険条例施行規則（昭和 48 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条の 3 中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 6 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。